

○厚生労働省令第四百十四号

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第四条の三第一項の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十二月十九日

厚生労働大臣 根本 匠

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令

毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第一(第四条の二関係) 劇物</p> <p>一〇二十五 (略)</p> <p>二〇二十五の二 (略)</p> <p>二〇五の三 三―(ジフルオロメチル)―一―メチル―N― (三R)―一・一・三―トリメチル―二・三―ジヒドロ― H―インデン―四―イル〕―一H―ピラゾール―四―カルボ キサミド及びこれを含有する製剤。ただし、三―(ジフルオ ロメチル)―一―メチル―N―〔(三R)―一・一・三―ト リメチル―二・三―ジヒドロ―一H―インデン―四―イル〕 ―一H―ピラゾール―四―カルボキサミド三%以下を含有す るものを除く。</p> <p>二〇五の四 (略)</p> <p>二〇六〇六十七 (略)</p>	<p>別表第一(第四条の二関係) 劇物</p> <p>一〇二十五 (略)</p> <p>二〇五の二 二―ジフェニルアセチル―一・三―インダンジオ ン〇・〇〇五%以下を含有する製剤 (新設)</p> <p>二〇五の三 ジプロピル―四―メチルチオフェニルホスフェイ ト及びこれを含有する製剤</p> <p>二〇六〇六十七 (略)</p>

附 則

この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。